



愛媛県報

発行 愛媛県

令和7年3月4日火曜日 第589号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	105
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧(3件).....	(農地整備課) ...	106
肥料登録有効期間の更新.....	(農産園芸課) ...	106
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	106
道路の供用開始(県道河中平井停車場線).....	(中予地方局管理課) ...	106
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	107
道路の区域変更(一般国道441号).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	107

訓 令

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令.....	(薬務衛生課) ...	107
----------------------------	-------------	-----

公 告

争議行為の通知の公表.....	(労政雇用課) ...	108
ヘリコプター12か月定期点検整備の委託.....	(警察本部会計課) ...	109

人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則.....	(人事委員会事務局) ...	110
--------------------------------	----------------	-----

人事委員会公告

令和7年度愛媛県職員採用候補者(上級)[早期募集型]試験公告.....	(人事委員会事務局) ...	110
令和7年度愛媛県職員採用候補者(民間企業等経験者)[春期募集型]試験公告.....	(") ...	116
令和7年度愛媛県警察官(大学卒)採用候補者試験公告.....	(") ...	122

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第139号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和7年3月4日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
明屋書店川之江店・シャトレーゼ四国中央川之江店	四国中央市妻鳥町16番地1外	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社明屋書店 代表取締役 紺野 彰 株式会社トーハン 代表取締役 近藤 敏貴	株式会社明屋書店 代表取締役 紺野 彰 株式会社トーハン 代表取締役 川上 浩明	令和6年 6月27日	令和7年 2月20日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、八幡浜市国木地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年3月4日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・国木地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和7年3月5日から4月2日まで

3 縦覧場所

八幡浜市役所八幡浜庁舎

○愛媛県告示第141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、南宇和郡愛南町城辺甲地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年3月4日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・打越地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和7年3月5日から4月2日まで

3 縦覧場所

愛南町役場本庁

○愛媛県告示第142号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、北宇和郡鬼北町大字沢松地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和7年3月4日

○愛媛県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月4日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・鎌ヶ谷地区）計画書の写し

2 縦覧期間

令和7年3月5日から4月2日まで

3 縦覧場所

鬼北町役場本庁

○愛媛県告示第143号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和7年3月4日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分率（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和13年4月9日	愛媛県第1211号	魚かす粉末	ナンカイ魚粕粉末760	窒素全量7.0 りん酸全量6.0	該当無し	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津2丁目20番38号
令和13年4月9日	愛媛県第1212号	魚かす粉末	ナンカイ魚粕粉末860	窒素全量8.0 りん酸全量6.0	該当無し	南海物産株式会社 愛媛県松山市古三津2丁目20番38号

○愛媛県告示第144号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市東石井土地改良区から次のとおり役員が、退任した旨の届出があった。

令和7年3月4日

愛媛県中予地方局長 矢野悌二

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	清水 潔	松山市東石井6丁目15-2

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	河中平井停車場線	松山市小野町乙16番93	令和7年3月4日

○愛媛県告示第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年3月4日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
6中局建（開）第28号 令和7年2月21日	伊予郡松前町大字北川原字塩屋西1088番	伊予郡松前町大字北川原1643番地2 東矢工業株式会社

○愛媛県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年3月4日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	441号	大洲市柚木尾阪340番13から 同市柚木字一ノ瀬388番15まで	旧	メートル 7.0～11.2	キロメートル 0.337	
			新	8.3～22.4	0.337	

訓 令

○愛媛県訓令第1号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月4日

愛媛県知事 中村 時広

愛媛県保健所処務規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県保健所処務規程の一部改正）

第1条 愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第4条、第8条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項				別表（第4条、第8条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項			
組織名	事務の種類	事項	決裁区分	組織名	事務の種類	事項	決裁区分
			所長				課長
企画課	1 省略			企画課	1 省略		
	2 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年	1 大麻の廃棄の届出の処理（第12条）	—		2 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年	1 報告の徴収及び立入	

法律第124号) の施行に関する 事務	検査等(第22条の3第 1項)			
3~21 省略				

備考 省略

法律第124号) の施行に関する 事務	検査等(第21条第1項 ____)			
3~21 省略				

備考 省略

(愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表第3(第4条関係) 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項					別表第3(第4条関係) 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項					
組織名	事務の種類	事項	決裁区分		組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者 部長 課長				局長	専決者 部長 課長	
企画課	1~12 省略				企画課	1~12 省略				
	13 大麻草の栽培の規制に関する法律の施行に関する事務	1 身分を証明する証票の交付(第22条の3第2項)				13 大麻草の栽培の規制に関する法律の施行に関する事務	1 身分を証明する証票の交付(第21条第2項____)			
	14~19 省略					14~19 省略				

備考 省略

備考 省略

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(地方局長に対する事務の委任) 第13条 省略 2 省略 3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。 (1)~(13) 省略 (14) 大麻草の栽培の規制に関する法律第22条の3第2項の規定に基づく身分を証明する証票の交付に関すること。 (14)の2~(10) 省略 4~6 省略	(地方局長に対する事務の委任) 第13条 省略 2 省略 3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。 (1)~(13) 省略 (14) 大麻草の栽培の規制に関する法律第21条第2項____の規定に基づく身分を証明する証票の交付に関すること。 (14)の2~(10) 省略 4~6 省略

附 則

この訓令は、公布日から施行する。

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長松岡孝典から次のとおり争議行為を行う旨の通知が令和7年2月21日あったので公表する。

令和7年3月4日

愛媛県知事 中村時広

- 1 事件 2025年度賃金引上げ・その他に関する事項
- 2 日時 2025年3月29日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

法 人 名	所 在 地
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
特定医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739

一般財団法人 真光会	松山市南高井1491
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全ユリノキ病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地160-1

4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年3月4日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ヘリコプター12か月定期点検整備
- (2) 業務名及び数量
ヘリコプター12か月定期点検整備 1式
- (3) 業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
(アグスタ式A109E型(J A03E P))
- (4) 実施期間
契約締結日から令和7年9月30日まで
- (5) 業務の履行場所
請負者の保有する事業場認定書の交付を受けた事業場
- (6) 入札方法
入札金額は、ヘリコプター12か月定期点検整備に係る一切の経費を含めた額を記載すること。
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 業務期間の開始までに確実に点検できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
- (4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (5) 指定期日までに事前提出書類を提出した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
愛媛県警察本部会計課管財係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110

- (2) 入札説明書の交付期限
令和7年4月11日(金)17時15分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
令和7年4月15日(火)13時30分
愛媛県警察本部地下1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
- (3) 契約保証金
愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、事前提出書類を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受付時期

令和7年3月4日(火)から令和7年4月11日(金)までの執務時間中

必着であれば郵送でも可能

イ 受付場所

3の(1)に掲げる場所

- (5) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:
Aircraft inspection
 - ・ 12 month inspection
 - ・ 50, 100, 150, 200, 400, 800, 1200 hours inspection
 - ・ Japan civil aviation bureau (JCAB) circular No. 3 010, etc
 - ・ There are other inspections besides these
 Hours change parts
Technical bulletin
Bench check
Airworthiness inspection examinees
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 15 April, 2025

(3) For further information , please contact: Finance Division ,
Police Administration Department , the Ehime Prefectural
Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama ,
Ehime 790 8573 Japan

TEL: 089 934 0110 (ext . 2273)
FAX: 089 943 2892
e mail: kaikei@police.pref.ehime.jp

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 6 222

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月4日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（受験資格）</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 前項の規定により受験資格を定める場合において、年齢及び職歴については、試験の対象となる職の区分に応じ、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 一般職員の採用試験</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 行政職群の1級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職（法令により資格を必要とする職、民間企業等経験者であることを受験資格とする職及び少年補導職員を除く。）及び研究職群の1級の職の採用試験（人事委員会が定めるものを除く。）にあつては、年齢21歳以上34歳未満の者（年齢21歳未満の者であつて、大学等を卒業したものと及び当該試験の第1次試験の合格発表の日の属する年度<u>翌年度の3月</u>までに大学等を卒業する見込みのものを含む。）</p> <p>ウ・エ 省略</p> <p>(2) 警察官の採用試験</p> <p>巡査の採用試験にあつては、年齢17歳以上<u>35歳</u>未満の者</p> <p>(3) 省略</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 前項の規定により受験資格を定める場合において、年齢及び職歴については、試験の対象となる職の区分に応じ、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 一般職員の採用試験</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 行政職群の1級の職のうち相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職（法令により資格を必要とする職、民間企業等経験者であることを受験資格とする職及び少年補導職員を除く。）及び研究職群の1級の職の採用試験（人事委員会が定めるものを除く。）にあつては、年齢21歳以上34歳未満の者（年齢21歳未満の者であつて、大学等を卒業したものと及び当該試験の第1次試験の合格発表の日の属する年度<u> </u>の3月までに大学等を卒業する見込みのものを含む。）</p> <p>ウ・エ 省略</p> <p>(2) 警察官の採用試験</p> <p>巡査の採用試験にあつては、年齢17歳以上<u>34歳</u>未満の者</p> <p>(3) 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第1号

令和7年度愛媛県職員採用候補者（上級）[早期募集型]試験公告

令和7年3月4日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 0012 松山市湊町四丁目 4 番地 1 伊予鉄本社ビル 2 階 電話 (089) 912 - 2826
試験当日用緊急連絡先 080 - 7039 - 1189 試験当日のみ通話可能
愛媛県職員採用情報サイト <https://recruit.pref.ehime.jp>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込受付期間終了後の試験区分の変更及び申込みの取消しはできません。

(1) 事務職

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
行政事務	30人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。

(2) 技術職

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
総合土木	6人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。
建築	1人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、建築・住宅等に関する計画、指導、建築設計、施工監理等の業務に従事します。
林業	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。
化学	4人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
薬剤師（行政）	2人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
薬剤師（病院）	2人程度	県立病院・子ども療育センター等に勤務し、医薬品の調剤・製剤等の業務に従事します。
福祉	1人程度	知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。

採用後は、上記に係る技術的職務に従事することとなるため、当該試験区分に係る専門的知識・技術を有する人材を求めています。別表1「技術職の職務に必要な知識・技術分野の例」を参考として、受験する試験区分を選択してください。

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成3年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者

イ 平成16年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を令和8年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者（薬剤師（病院）は除く。）

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 薬剤師（行政）、薬剤師（病院）及び福祉については、次に該当する者

試験区分	受 験 資 格
薬剤師（行政） 薬剤師（病院）	薬剤師の免許を有する者又は令和8年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
福祉	児童福祉司かつ児童自立支援専門員の資格を有する者又は令和8年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者

本試験と令和7年度愛媛県職員採用候補者（上級）〔通常型〕試験及び令和7年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）〔春期募集型〕試験との併願はできません。本試験申込後、自己アピールシート又は専門性アピールシートの登録がない場合においても、併願不可の試験への申込みはできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

(1) 事務職

区分	試験日程	試験会場	合格発表	備考
第1次試験	自己アピールシート	-	5月上旬 合格発表日は受験番号等の通知の際にお知らせします。	書類選考
	特定資格等加点			別表2「特定資格等加点の申請について」を参照
	基礎能力試験 (S C O A)	全国47都道府県にあるテストセンターのうち受験者が選択する会場		基礎能力試験及び性格検査の受験に必要なIDは、受験申込受付締切後、3月28日（金）午後5時15分までにお知らせします。
	性格検査 (S P I 3)	自宅等のオンライン環境の整備された場所		

	自己アピール試験 (オンライン面接)	4月19日(土)~21日(月) いずれかの日時を個別に指定し ます。	自宅等のオンライン環境の整備さ れた場所	詳細は、4月11日(金) 午後5時15分までに第1段 階選抜通過者に通知します。
第2次試験	口 述 試 験 適 性 検 査	5月下旬~6月上旬に松山市内で実施予定です。		6月中旬 詳細は、第1次試験合格 者に通知します。

第1次試験の基礎能力試験(SCOA)(以下「SCOA」という。)は、試験会場の利用状況によっては、希望する日や会場で受験できない場合がありますので、IDをお知らせする電子メールの受信確認後、速やかに受験日時・会場の予約を行ってください。

なお、SCOA及び性格検査(SPI3)(以下「SPI3」という。)の試験会場におけるトラブルについては、一切責任を負いません。

また、自己アピール試験(オンライン面接)は、自己アピールシートによる書類選考、SCOA及び特定資格等加点による第1段階選抜の通過者を対象に実施します。試験日時等詳細は、4月11日(金)午後5時15分までに愛媛県採用試験受験等申込システム(以下「システム」という。)から通知します。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報サイト(以下「採用サイト」という。)に掲載します。

(2) 技術職

区 分	試 験 日 程		試 験 会 場	合格発表	備 考	
第1次試験	第1段階選抜	専門性アピールシート	3月5日(水)~25日(火)内に 登録	-	5月上旬 合格発表 日は受験番 号等の通知 の際にお知 らせしま す。	書類選考
		基礎能力試験 (SCOA)	3月29日(土)~4月6日(日) いずれか希望する日時を受験者 が選択します。	全国47都道府県にあるテストセン ターのうち受験者が選択する会場		基礎能力試験及び性格検 査の受験に必要なIDは、 受験申込受付締切後、3月 28日(金)午後5時15分ま でにお知らせします。
		性格検査 (SPI3)		自宅等のオンライン環境の整備さ れた場所		
	専門性アピール試験 (オンライン面接)	4月19日(土)~21日(月) いずれかの日時を個別に指定し ます。	自宅等のオンライン環境の整備さ れた場所	詳細は、4月11日(金) 午後5時15分までに第1段 階選抜通過者に通知します。		
第2次試験	口 述 試 験 適 性 検 査	5月下旬~6月上旬に松山市内で実施予定です。		6月中旬	詳細は、第1次試験合格 者に通知します。	

第1次試験のSCOAは、試験会場の利用状況によっては、希望する日や会場で受験できない場合がありますので、IDをお知らせする電子メールの受信確認後、速やかに受験日時・会場の予約を行ってください。

なお、SCOA及びSPI3の試験会場におけるトラブルについては、一切責任を負いません。

また、専門性アピール試験(オンライン面接)は、専門性アピールシートによる書類選考及びSCOAによる第1段階選抜の通過者を対象に実施します。試験日時等詳細は、4月11日(金)午後5時15分までにシステムから通知します。

合格発表は、合格者の受験番号を採用サイトに掲載します。

4 試験の方法等

(1) 事務職

ア 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

区 分	試験・検査種目等	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	自己アピールシート による書類選考	30点	自らの経験及び県行政に対する意欲等について、受付期間内に登録された自己アピール内容により審査 します。
	特定資格等加点	9点	県政重要施策の推進に有用となる資格等について、基準を満たした者に加点します(詳細は別表2「特 定資格等加点の申請について」を参照)。
	基礎能力試験 (SCOA)	40点	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての試験を行います。
	性格検査 (SPI3)		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	自己アピール試験 (オンライン面接)	80点	自己アピールシートの内容を踏まえたオンライン個別面接を行います。
第2次試験	口 述 試 験	290点	人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論を行います。
	適 性 検 査		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

イ 自己アピールシートは、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「自己アピールシート入力フォーム」から、受付期

間に登録してください（一旦登録された自己アピールシートの内容変更や差し替えは、一切認めません。）。また、受付期間内に自己アピールシートの登録が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の各試験・検査種目は受験できません。

ウ 自己アピールシート及び特定資格等加点の申請に係る登録内容に虚偽又は不正があると認められた場合は、採点を行わず、不合格とします。

エ S C O A及びS P I 3において、受験指定期間中に両種目の受験が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の各試験・検査種目は受験できません。

オ 第1次試験のうち、第1段階選抜通過者は、自己アピールシートによる書類選考、特定資格等加点及びS C O Aの合計得点の高い順に決定します。ただし、第1段階選抜の各試験種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず通過できません。

カ 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

キ 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

ク 前年度に出題した集団討論の課題を採用サイトに掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

(2) 技術職

ア 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

区 分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	第1段階選抜	専門性アピールシートによる書類選考	30点 必要な専門的知識、技術及び県行政に対する意欲等について、受付期間内に登録された専門性アピール内容により審査します。
		基礎能力試験 (S C O A)	40点 多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての試験を行います。
		性格検査 (S P I 3)	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	専門性アピール試験 (オンライン面接)	80点 専門性アピールシートの内容を踏まえたオンライン個別面接を行います。	
第2次試験	口 述 試 験	300点 人物について総合的に評価するため、個別面接を行います。	
	適 性 検 査	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。	

イ 専門性アピールシートは、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「専門性アピールシート入力フォーム」から、受付期間内に登録してください（一旦登録された専門性アピールシートの内容変更や差し替えは、一切認めません。）。受付期間内に専門性アピールシートの登録が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の各試験・検査種目は受験できません。また、専門性アピールシートの登録内容に虚偽又は不正があると認められた場合は、採点を行わず、不合格とします。

ウ S C O A及びS P I 3において、受験指定期間中に両種目の受験が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の各試験・検査種目は受験できません。

エ 第1段階選抜通過者は、専門性アピールシートによる書類選考及びS C O Aの合計得点の高い順に決定します。ただし、第1段階選抜の各試験種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず通過できません。

オ 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

カ 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、採用サイトからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください（郵送や持参による申込みは受け付けません。）。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和7年3月5日（水）午前8時30分から3月25日（火）午後5時15分まで

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手に必要ですので、必ず控えておいてください。）。

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話で愛媛県人事委員会事務局（089）912-2826）へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験番号、SCOA及びSPI3受験IDの通知並びに受験票の交付

- (1) 本試験の受験番号、SCOA及びSPI3の受験に必要な各IDは、受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに電子メールを送信しますので、SCOAについては受信確認後速やかに受験日時・会場の予約を行うとともにシステムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。3月28日（金）午後5時15分までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、令和8年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から事務職は1年間、技術職は3年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者等）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 薬剤師（行政）、薬剤師（病院）及び福祉については、2(4)に定める時期までに免許又は資格を取得しなかった場合は、採用されません。ただし、名簿の有効期間内に免許又は資格を取得した場合は、上記(2)の選考対象となります。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分		現 行 給 料 月 額	
行政事務、総合土木、建築、林業、化学、福祉		行政職給料表1級29号給	226,953円
薬剤師（行政） 薬剤師（病院）	4年制課程卒業	医療職給料表(□)2級5号給	233,895円
	6年制課程卒業	医療職給料表(□)2級19号給	250,695円

初任給は、学歴や職歴、免許の取得状況などに応じて、一定の基準により決定されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手460円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

開示請求できる人	開 示 内 容	請求受付期間	開示方法
第1次試験 不 合 格 者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験 合格発表の日 から1週間	郵 送 又 は 口 頭 に よ り 開 示 を 請 求
第1次試験 合 格 者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験 合格発表の日 から1週間	

第1次試験不合格者のうち、第1段階選抜を通過しなかった者は、第1次試験の合計得点及び順位は付されません。

第1次試験合格者のうち、第2次試験を受験しなかった者は、第2次試験の得点、総合得点及び総合順位は付されません。

10 その他

心身の機能の障がいにより、車いす、補聴器等の使用を希望するなど、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風等の自然災害のほか、不測の事態により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。
変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛での電子メールにてお知らせします。

別表1 技術職の職務に必要な知識・技術分野の例

試験区分	知識・技術分野
総合土木	土質、水理、構造、河川、砂防、港湾、海岸、道路、ため池、かんがい、ほ場整備など
建築	建築設計製図、建築計画、住環境計画、居住論、建築防災、建築環境デザイン、建築環境工学、建築設備、構造力学、建築法規など
林業	森林政策・森林経営、森林生態、森林保護、林業工学、林産一般、砂防工学など
化学	物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学など
薬剤師（行政） 薬剤師（病院）	衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度、実務など
福祉	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、社会調査など

別表2 特定資格等加点の申請について

1 加点基準

次に掲げる県政重要施策の推進に有用となる資格等（ただし、語学資格については、令和2年4月1日から申込日までに取得したものに限り。）について、基準を満たした者に加点します。なお、加点対象となる特定資格等はいずれか1種類に限り、複数の特定資格等を有する場合にも、二重に加点するものではありません。

地域経済の活力創出				
語学	英語	TOEIC Listening & Reading Test（公開テスト）	600以上	3点加点
			730以上	6点加点
		TOEFL iBTテスト	65以上	3点加点
			85以上	6点加点
		IELTS	5.5以上	3点加点
			6.5以上	6点加点
		実用英語技能検定	準1級以上	6点加点
	中国語	中国語検定試験	2級以上	3点加点
		中国語コミュニケーション能力検定	550点以上	3点加点
		漢語水平考試（HSK）	筆記5級180点以上	3点加点
			筆記6級180点以上	
			口試（高級）60点以上	
	韓国語	韓国語能力試験（TOPIK）	4級以上	3点加点
			ハングル能力検定試験	準2級以上
デジタル技術の活用加速化				
情報系資格	基本情報技術者			3点加点
	応用情報技術者			6点加点
	ITストラテジスト			9点加点
	システムアーキテクト			9点加点
	プロジェクトマネージャ			9点加点

ネットワークスペシャリスト	9点加点
データベーススペシャリスト	9点加点
エンベデッドシステムスペシャリスト	9点加点
ITサービスマネージャ	9点加点
システム監査技術者	9点加点
情報処理安全確保支援士	9点加点

2 証明書類

氏名、資格・試験等の名称、語学資格については取得年月日の確認ができる、主催者が発行する書類（合格証書、合格証明書、Official Score Report等）に限ります。

3 申請方法

受験申込時に特定資格等加点を申請する旨を入力した上で、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「特定資格等加点申請フォーム」から、必要事項を入力し、証明書類の写し（コピー）の電子ファイルを受付期間内に登録してください。また、電子ファイルの形式はPDFのみとし、一旦登録された内容の変更や差し替えは、一切認めません。

なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。

- (1) 入力漏れや不備がある場合
- (2) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。）
- (3) 受験申込時に、特定資格等加点を申請する旨の入力がない場合（申込完了後の申込内容の変更はできませんので、注意してください。）
- (4) 受付期間内に証明書類の写し（コピー）の登録がない場合
- (5) 登録された電子ファイルが指定のファイル形式以外の場合（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）

○愛媛県人事委員会公告第2号

令和7年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）[春期募集型]試験公告

令和7年3月4日

愛媛県人事委員会

〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話(089)912-2826
 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能
 愛媛県職員採用情報サイト <https://recruit.pref.ehime.jp>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。なお、申込受付期間終了後の試験区分の変更及び申込みの取消しはできません。

(1) 事務職

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	7人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。

(2) 技術職

試験区分	採用予定人員	職務内容
総合土木 (UIJターン枠)	若干名	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工監理等の業務に従事します。
農業	若干名	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業技術・農業経営の普及指導、農産物のブランド化・販売促進、農業に関する試験研究等の業務に従事します。
林業	若干名	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。
電気・電子	若干名	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の県有施設等の設計・施工・維持管理、情報通信等に関する試験研究等の業務に従事します。
福祉	若干名	知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。
保健師	若干名	知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関する業務に従事します。

採用後は上記に係る技術的職務に即戦力として従事することとなるため、当該試験区分に係る専門的知識・技術や職務経験を有する人材を求めています。別表1「技術職の職務に必要な知識・技術分野の例」を参考として、受験する試験区分を選択してください。

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和52年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者
- (2) 日本の国籍を有する者（保健師は除く。）
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 民間企業等（総合土木（UIJターン枠）にあつては、愛媛県外に本社を置く民間企業等）における職務経験を5年以上（令和7年3月末日現在）有する者

なお、職務経験に係る留意事項は、次のとおりです。

ア 「民間企業等における職務経験」には、会社員、自営業者、団体職員、公務員等として、一つの企業又は団体等で1年以上継続して就業（1週間当たりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。

イ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができます。

ウ 雇用契約の期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であつて、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる場合は、その期間を通算することができます。

エ 休暇・休業・退職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することができません。

オ 職務経験は、月単位で算定します。従事期間が1月未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとします。

カ 独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する国際貢献活動（青年海外協力隊等）は、1年以上継続して活動に従事した場合に限り、職務経験に含めることができます。

- (5) 福祉及び保健師については、次に該当する者

試験区分	受験資格
福祉	児童福祉司かつ児童自立支援専門員の資格を有する者
保健師	保健師の免許を有する者

本試験と令和7年度愛媛県職員採用候補者（上級）[早期募集型]試験及び令和7年度愛媛県職員採用候補者（上級）[通常型]試験との併願はできません。本試験申込後、エントリーシートの登録がない場合においても、併願不可の試験への申込みはできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

(1) 事務職

区分	試験日	試験会場	合格発表	備考	
第1次試験	エントリーシート	受付期間（3月5日（水）～25日（火））内に登録	5月下旬合格発表 表日は受験番号等の通知の際にお知らせします。	書類選考です。	
	特定資格等加点			別表2「特定資格等加点の申請について」を参照	
	基礎能力検査（SCOA）	3月29日（土）～4月13日（日） いずれか希望する日時を受検者が選択します。		全国47都道府県にあるテストセンターのうち受検者が選択する会場 自宅等のオンライン環境の整備された場所	基礎能力検査及び性格検査の受検に必要なIDは、受験申込受付締切後、3月28日（金）午後5時15分までに通知します。
	性格検査（SPI3）				詳細は、4月18日（金）午後5時15分までに第1段階選抜通過者に通知します。
プレゼンテーション試験	4月26日（土）又は27日（日） いずれかの日時を個別に指定します。	自宅等のオンライン環境の整備された場所			
第2次試験	口述試験 適性検査	6月7日（土）～8日（日） いずれかの日時を個別に指定します。	愛媛県庁	6月下旬 詳細は、第1次試験合格者に通知します。	

第1次試験の基礎能力検査（SCOA）（以下「SCOA」という。）の試験会場の利用状況によっては、希望する日や会場で受検できない場合がありますので、IDをお知らせする電子メールの受信確認後、速やかに受検日時・会場の予約を行ってください。

なお、SCOA及び性格検査（SPI3）（以下「SPI3」という。）の試験会場におけるトラブルについては、一切責任を負いません。

第1次試験のプレゼンテーション試験（オンライン面接）については、エントリーシートによる書類選考及び特定資格等加点等による第1段階選抜の通過者を対象に実施します。試験日時等の詳細は、4月18日（金）午後5時15分までに、愛媛県採用試験受験等申込シ

テム（以下「システム」という。）から通過者のみに通知します。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県職員採用情報サイト（以下「採用サイト」という。）に掲載します。

(2) 技術職

区分	試験日		試験会場	合格発表	備考
第1次試験	エントリーシート	受付期間（3月5日（水）～25日（火））内に登録	全国47都道府県にあるテストセンターのうち受検者が選択する会場 自宅等のオンライン環境の整備された場所	5月下旬 合格発表日は受験番号等の通知の際にお知らせします。	書類選考です。 基礎能力検査及び性格検査の受検に必要なIDは、受験申込受付締切後、3月28日（金）午後5時15分までに通知します。
	基礎能力検査（SCOA）	3月29日（土）～4月13日（日） いずれか希望する日時を受検者が選択します。			
	性格検査（SPI3）				
第2次試験	口述試験 適性検査	6月7日（土）～8日（日） いずれかの日時を個別に指定します。	愛媛県庁	6月下旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。

第1次試験のSCOAの試験会場の利用状況によっては、希望する日や会場で受検できない場合がありますので、IDをお知らせする電子メールの受信確認後、速やかに受検日時・会場の予約を行ってください。

なお、SCOA及びSPI3の試験会場におけるトラブルについては、一切責任を負いません。

合格発表は、合格者の受験番号を採用サイトに掲載します。

4 試験の方法等

(1) 事務職

ア 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

区分	試験・検査種目等	配点	試験の内容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	30点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込み時に提出されたエントリーシートにより審査します。
	特定資格等加点	9点	県政重要施策の推進に有用となる資格等について、基準を満たした者に加点します（詳細は別表2「特定資格等加点の申請について」を参照）。
	基礎能力検査（SCOA）		職務遂行に必要な基礎能力等について、検査を行います。
	性格検査（SPI3）		
第2次試験	プレゼンテーション試験（オンライン面接）	80点	エントリーシートの内容を踏まえたオンライン個別面接を行います。
第2次試験	口述試験	240点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	適性検査		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

イ エントリーシートは、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「エントリーシート入力フォーム」から、受付期間内に登録してください（一旦登録されたエントリーシートの内容変更や差し替えは、一切認めません。）。

エントリーシートの登録はフォームの入力及び資料（PDF形式・A4サイズ1ページ）の提出により完了します。

資料は、PDF以外のファイル形式で提出された場合（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）は使用しません。

なお、受付期間内にエントリーシートの登録が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の各試験・検査種目は受験できません。

ウ エントリーシート及び特定資格等加点の登録内容に虚偽又は不正があると認めた場合は、採点を行わず、不合格とします。

エ 第1次試験のSCOA及びSPI3において、受検指定期間中に両検査の受検が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の各試験・検査種目は受験できません。

オ 第1次試験のうち、第1段階選抜通過者は、エントリーシートによる書類選考及び特定資格等加点の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1段階選抜の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず通過できません。

カ 第1次試験合格者は、エントリーシートによる書類選考、特定資格等加点及びプレゼンテーション試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格

となります。

キ 最終合格者は、第2次試験の得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

(2) 技術職

ア 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

区分	試験・検査種目	配点	試験の内容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	100点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込み時に提出されたエントリーシートにより審査します。
	基礎能力検査（SCOA）		職務遂行に必要な基礎能力等について、検査を行います。
	性格検査（SPI3）		
第2次試験	口述試験	240点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	適性検査		職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

イ エントリーシートは、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「エントリーシート入力フォーム」から、受付期間内に登録してください（一旦登録されたエントリーシートの内容変更や差し替えは、一切認めません。）。

受付期間内にエントリーシートの登録が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の各試験・検査種目は受験できません。

ウ エントリーシートの登録内容に虚偽又は不正があると認められた場合は、採点を行わず、不合格とします。

エ 第1次試験のSCOA及びSPI3において、受験指定期間中に両検査の受験が完了しなかった場合は、辞退したものとみなし、以降の第2次試験は受験できません。

オ 第1次試験合格者は、エントリーシートによる書類選考の得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

カ 最終合格者は、第2次試験の得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、得点にかかわらず不合格となります。

5 受験申込み

(1) 受験の申込みは、採用サイトからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください（郵送や持参による申込みは受け付けません。）。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和7年3月5日（水）午前8時30分から3月25日（火）午後5時15分まで

(2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験番号の確認等、以後の手续に必要ですので、必ず控えておいてください。）。

(3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（原則、電話（089）912-2826）で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）。

(5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験番号、SCOA及びSPI3の受験ID並びに受験票の交付

(1) 本試験の受験番号、SCOA及びSPI3の受験に必要な各IDは、受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに電子メールを送信しますので、SCOAについては受信確認後速やかに受験日時・会場の予約を行うとともにシステムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。なお、3月28日（金）午後5時15分までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

(2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験合格者には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

(3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、受験者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、令和8年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者等）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 最終合格者には、職務経験の確認のため職歴証明書（本人以外の第三者が作成したものに限る。）の提出を求めます。それにより受験資格を満たしていることが確認できない場合、又は職歴証明書が提出されない場合は、採用されません。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定に基づき、採用前の経歴に応じて決定されます。
例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、月額270,000円程度です（あくまで例であり、職務経験の内容等により金額は異なります。）。
このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。
郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。
返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手460円（簡易書留相当分）を貼ってください。
試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。
口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の開庁日は受付できません。）。

(1) 事務職

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送又は口頭により開示を請求
第1次試験合格者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の得点及び順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

第1次試験不合格者のうち第1段階選抜を通過しなかった者は、第1次試験の合計得点及び順位は付されません。

第1次試験合格者のうち第2次試験を受験しなかった者には、第2次試験の得点及び順位は付されません。

(2) 技術職

開示請求できる人	開示内容	請求受付期間	開示方法
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送又は口頭により開示を請求
第1次試験合格者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の得点及び順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

第1次試験合格者のうち第2次試験を受験しなかった者は、第2次試験の得点及び順位は付されません。

10 その他

心身の機能の障がいにより、車いす、補聴器等の使用を希望するなど、受験時に配慮を必要とする場合は、受付期間内に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

台風等の自然災害のほか、不測の事態により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。
変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表1 技術職の職務に必要な知識・技術分野の例

試験区分	知識・技術分野
総合土木	土質、水理、構造、河川、砂防、港湾、海岸、道路、ため池、かんがい、ほ場整備など
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般など
林業	森林政策・森林経営、森林生態、森林保護、林業工学、林産一般、砂防工学など
電気・電子	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学など
福祉	社会福祉概論（社会保障を含む。）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む。）、社会調査など
保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論など

別表2 特定資格等加点の申請について

1 加点基準

次に掲げる県政重要施策の推進に有用となる資格等（ただし、語学資格については令和2年4月1日から申込日までに取得したものに限ります。）について、基準を満たした者に加点します。

なお、加点対象となる特定資格等はいずれか1種類に限りますので、複数の特定資格等を有する場合にも、二重に加点するものではありません。

地域経済の活力創出

語学資格（英語）	TOEIC Listening & Reading Test（公開テスト）	600以上	3点加点
		730以上	6点加点
	TOEFL iBTテスト	65以上	3点加点
		85以上	6点加点
	IELTS	5.5以上	3点加点
		6.5以上	6点加点
実用英語技能検定	準1級以上	6点加点	
語学資格（中国語）	中国語検定試験	2級以上	3点加点
	中国語コミュニケーション能力検定	550点以上	3点加点
	漢語水平考試（HSK）	筆記5級180点以上	3点加点
		筆記6級180点以上	
口試（高級）60点以上			
語学資格（韓国語）	韓国語能力試験（TOPIK）	4級以上	3点加点
	ハングル能力検定試験	準2級以上	3点加点

デジタル技術の活用加速化

情報系資格	基本情報技術者	3点加点
	応用情報技術者	6点加点
	ITストラテジスト	9点加点
	システムアーキテクト	9点加点
	プロジェクトマネージャ	9点加点
	ネットワークスペシャリスト	9点加点
	データベーススペシャリスト	9点加点
	エンベデッドシステムスペシャリスト	9点加点
	ITサービスマネージャ	9点加点
	システム監査技術者	9点加点
	情報処理安全確保支援士	9点加点

2 証明書類

氏名、資格・試験等の名称及び語学資格においては取得年月日が確認できるもので、主催者が発行する書類（合格証書、合格証明書、Official Score Report等）に限ります。

3 申請方法

受験申込時に特定資格等加点を申請する旨を入力した上で、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「**特定資格等加点申請フォーム**」から、**必要事項を入力し、証明書類の写し（コピー）の電子ファイルを受付期間内に登録**してください。また、電子ファイルの形式はPDFのみとし、一旦登録された内容の変更や差し替えは、一切認めません。

なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。

- (1) 入力漏れや不備がある場合
- (2) 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。）
- (3) 受験申込時に、特定資格等加点を申請する旨の入力がない場合（申込完了後の申込内容の変更はできませんので注意してください。）
- (4) 受付期間内に証明書類の写し（コピー）の登録がない場合
- (5) 登録された電子ファイルが指定のファイル形式以外の場合（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）

○愛媛県人事委員会公告第3号

令和7年度愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験公告

令和7年3月4日

愛媛県人事委員会
愛媛県警察本部

愛媛県警察官（大学卒）採用候補者試験を次のとおり行います。

なお、この試験を受けることにより、警視庁（東京都）又は大阪府の警察官になるみちがあります。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望する試験区分いずれか一つについて受験の申込みができます。

試験区分		採用都府県	採用予定人員	採用予定時期	職務内容
男性	通常型	愛媛県	32人程度	令和8年4月1日	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公安の維持に従事します。
		大阪府	1人程度		
	警視庁（東京都）	3人程度			
基礎能力型	愛媛県	13人程度	令和7年10月1日		
女性	通常型	愛媛県	8人程度	令和8年4月1日	
		大阪府	1人程度		
	基礎能力型	愛媛県	4人程度	令和7年10月1日	

採用都府県について、受験申込時に第2志望まで選択することができますが、**第1志望は必ず愛媛県としてください**。愛媛県の第1次試験に合格した場合、第2志望はなかったものとみなします。

なお、申込受付期間終了後の試験区分、志望する都府の変更及び申込みの取消しはできません。

都府での採用予定時期はいずれの試験区分も令和8年4月以降です。

2 受験資格

- (1) 日本の国籍を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (3) 試験区分について、次に該当する者

試験区分	受 験 資 格
通常型	平成3年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれと同等と愛媛県人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を令和8年3月末日までに卒業する見込みの者
基礎能力型	平成2年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者で、大学等を卒業した者又は大学等を令和7年9月末日までに卒業する見込みの者

ただし、警視庁（東京都）を第2志望とする場合の受験資格（生年月日）は「平成2年4月2日から平成16年4月1日まで」、大阪府を第2志望とする場合の受験資格（生年月日）は「平成4年4月2日から平成20年4月1日まで」です。これに該当しない場合は、他の都府を第2志望とすることはできません。また、大学等に相当するものについては、他の都府によっては愛媛県と異なる場合がありますので、志望する都府に直接問い合わせてください。

本試験と令和7年度愛媛県警察官（高校卒程度）採用候補者試験との併願はできません。

3 試験の方法等

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

(1) 通常型

区分	試験・検査種目等	配点	試験等の内容																	
第1次試験	教養試験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います（択一式50題、解答時間2時間30分）。																	
	体力試験	16点	職務遂行に必要な体力について、試験を行います。																	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種目</th> <th colspan="2">基準</th> </tr> <tr> <th>男性</th> <th>女性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>反復横とび</td> <td>50回以上 / 20秒間</td> <td>40回以上 / 20秒間</td> </tr> <tr> <td>握力</td> <td>42kg以上（左右の平均）</td> <td>22kg以上（左右の平均）</td> </tr> <tr> <td>上体起こし</td> <td>25回以上 / 30秒間</td> <td>15回以上 / 30秒間</td> </tr> <tr> <td>腕立て伏せ</td> <td>30回以上</td> <td>15回以上</td> </tr> </tbody> </table>	種目	基準		男性	女性	反復横とび	50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間	握力	42kg以上（左右の平均）	22kg以上（左右の平均）	上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間	腕立て伏せ	30回以上	15回以上
			種目		基準															
男性				女性																
反復横とび			50回以上 / 20秒間	40回以上 / 20秒間																
握力	42kg以上（左右の平均）	22kg以上（左右の平均）																		
上体起こし	25回以上 / 30秒間	15回以上 / 30秒間																		
腕立て伏せ	30回以上	15回以上																		
基準に達しない種目が3種目以上ある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。																				
特定資格等加点	5点	職務遂行に有用と認められる特定資格等について、基準を満たしている場合は加点します（詳細は別表「特定資格等加点の申請について」を参照）。																		
身体検査 身体精密検査	-	職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて、検査を行います。																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視力</td> <td>裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上で、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。</td> </tr> <tr> <td>聴力</td> <td>職務遂行に支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td>弁色力</td> <td>職務遂行に支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>職務遂行に支障のない身体的状態であること。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	基準	視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上で、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。	聴力	職務遂行に支障がないこと。	弁色力	職務遂行に支障がないこと。	その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。								
		項目	基準																	
		視力	裸眼又は矯正視力が両眼で0.7以上で、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。																	
		聴力	職務遂行に支障がないこと。																	
弁色力	職務遂行に支障がないこと。																			
その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。																			
基準に達しない項目がある場合は、第1次試験の合計得点にかかわらず不合格となります。弁色力について、検査の結果によっては、医療機関において再検査を行った上で判定します。																				
口述試験	75点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。																		
作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。																		
適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。																		
身体精密検査	-	職務遂行に必要な健康度について、所定の身体検査書の提出により検査を行います。検査の結果によっては、医療機関において再検査を行った上で判定します。																		

(2) 基礎能力型

区分	試験・検査種目等	配点	試験等の内容
第1次試験	基礎能力試験（SCOA）	50点	多様な業務に共通して求められる汎用的な知的能力についての試験を行います。基礎能力試験（SCOA）（以下「SCOA」という。）の受験に必要なIDは、受験申込受付締切後、4月11日（金）午後5時15分までにお知らせします。
	特定資格等加点	5点	職務遂行に有用と認められる特定資格等について、基準を満たしている場合は加点します（詳細は別表「特定資格等加点の申請について」を参照）。
第2次試験	口述試験	100点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作文試験	30点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います（課題1題、解答時間1時間）。
	体力試験	16点	(1)通常型第1次試験の「体力試験」に同じ。
	適性検査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。
	身体検査 身体精密検査	-	(1)通常型第1次試験の「身体検査・身体精密検査」及び第2次試験の「身体精密検査」に同じ。

- (3) 第1次試験合格者は、第1次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 特定資格等加点の申請に係る登録内容に虚偽又は不正があると認められた場合は、採点を行わず、不合格とします。
- (5) 最終合格者は、第2次試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験・検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (6) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、愛媛県職員採用情報サイト（以下「採用サイト」という。）に掲載しています。また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。
- (7) 体力試験及び身体検査（身体精密検査を含む。）（以下「身体検査等」という。）実施日は、試験に適した服装を用意してください。教養試験及びSCOA以外の試験方法や基準等は愛媛県のもです。他の都府については、それぞれの都府に直接問い合わせてください。

4 試験日、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 日	試験・検査種目	試 験 会 場	合格発表
第1次試験	<p>令和7年5月11日（日）</p> <p>受付開始 午前8時 試 験 午前9時～午後4時頃</p> <p>遅刻した場合は、原則として受験できません。 試験終了時刻は、実施状況により変わります。</p>	<p>教 養 試 験</p> <p>体 力 試 験</p> <p>身 体 検 査 等</p>	<p>松山工業高等学校</p> <p>（松山市真砂町1番地）</p>	<p>5月下旬</p> <p>合格発表日は 第1次試験当日 にお知らせ します。</p>
	<p>令和7年4月19日（土）～5月11日（日）</p> <p>いずれか希望する日時を受験者が選択します。</p>	<p>S C O A</p>	<p>全国47都道府県にあるテスト センターのうち受験者が選択す る会場</p>	<p>5月下旬</p> <p>合格発表日は 受験番号等通 知の際にお知 らせします。</p>
第2次試験	共 通	<p>6月上旬～中旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。</p>		<p>6月下旬</p>

基礎能力型において、第1次試験のSCOAの試験会場の利用状況によっては、希望する日や会場で受験できない場合がありますので、IDをお知らせする電子メールの受信確認後、速やかに受験日時・会場の予約を行ってください。

なお、SCOAの試験会場におけるトラブルについては、一切責任を負いません。

愛媛県の合格発表は、合格者の受験番号を採用サイトに掲載します。

愛媛県以外の都府については、それぞれの都府に直接問い合わせてください。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、採用サイトから「愛媛県採用試験受験等申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

令和7年3月5日（水）午前8時30分から3月31日（月）午後5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受付できませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、3月24日（月）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手續に必要ですので、必ず控えておいてください。）。
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛てに「申込完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問合せは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局（089）912-2826へ問い合わせてください。）。
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）。

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付〔通常型〕

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。5月2日（金）午後5時15分までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。

(3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 受験番号、SCOA受験IDの通知及び受験票の交付 [基礎能力型]

- (1) 本試験の受験番号及びSCOAの受験に必要なIDは、受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛てに電子メールを送信しますので、SCOAについては受信確認後速やかに受験日時・会場の予約を行うとともにシステムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。4月11日（金）午後5時15分までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

8 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県警察官採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。
この名簿は、原則として、令和8年4月以降（基礎能力型については令和7年10月以降）の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
また、名簿に記載されても、令和8年3月末日（基礎能力型については令和7年9月末日）までに大学等を卒業できなかった場合は、採用されません。
- (3) 採用者は、愛媛県巡査に任命されます。任命後は、愛媛県警察学校に入校し、6か月間初任教養を受けた後、県内各警察署に配置されます。
- (4) 警察官は、誰でも実力次第で昇任することができ、管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教養を受ける機会が与えられます。
愛媛県以外の都府については、それぞれの都府に直接問い合わせてください。

9 給与等

- (1) 初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、公安職給料表1級23号給（現行給料月額256,429円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。
- (2) 勤務に必要な被服等が支給されます。
愛媛県以外の都府については、それぞれの都府に直接問い合わせてください。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、郵送又は口頭により開示請求を受け付けます。

郵送により開示を請求する場合は、試験成績開示請求書に必要事項を記入の上、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）の写しと返信用封筒（定形、縦14cm～23.5cm×横9cm～12cm）を同封して、愛媛県人事委員会事務局宛てに郵送してください。

返信用封筒には必ず宛先を明記し、返信用切手460円（簡易書留相当分）を貼ってください。

試験成績開示請求書及び受験票は、システムのマイページにログインし、ダウンロードして印刷したものを同封してください。

口頭により開示を請求する場合は、受験票又は本人であることを確認できる顔写真付きの書類を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）。

開示請求できる人	開 示 内 容	請 求 受 付 期 間	開 示 方 法
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第1次試験合格発表の日から1月間	郵送又は口頭により開示を請求
第1次試験合格者	第1次試験の試験種目等別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験・検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験・検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1月間	

第1次試験合格者のうち第2次試験を受験しなかった者は、第2次試験の得点及び順位は付されません。

愛媛県以外の都府の試験結果の開示については、それぞれの都府に直接問い合わせてください。

11 問合せ先等

開示請求先 問合せ先	愛媛県人事委員会事務局 採用給与課 任用試験係 〒790-0012 松山市湊町四丁目4番地1 伊予鉄本社ビル2階 電話 089-912-2826 試験当日用緊急連絡先 080-7039-1189 試験当日のみ通話可能 愛媛県職員採用情報サイト https://recruit.pref.ehime.jp
開示請求先 問合せ先 (任命権者選考のみ)	愛媛県警察本部 警務課 採用係 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2 電話 089-934-0110 内線2621・2622・2623・2624・2625
愛媛県以外の都府に 関する問合せ先	警視庁採用センター 電話 0120-314-372
	大阪府警察官採用センター 電話 0120-370-314

12 その他

台風等の自然災害のほか、不測の事態により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。変更がある場合は、システム及び受験申込受付締切時に登録されたメールアドレス宛ての電子メールにてお知らせします。

別表 特定資格等加点の申請について

1 加点基準及び証明書類

職務遂行に有用と認められる次の特定資格等（語学については、令和2年4月1日から申込日までに取得したものに限り。）について、基準を満たしている場合は加点します。

なお、加点対象となる特定資格等はいずれか1種類に限りますので、複数の特定資格等を有する場合にも、二重に加点するものではありません。

項目	基準	証明書類
武道	柔道 初段以上（講道館認定の段位に限る。）	講道館が認定した段位を証明する書類
	剣道 初段以上（全日本剣道連盟認定の段位に限る。）	全日本剣道連盟が認定した段位を証明する書類
	空手道 初段以上（全日本空手道連盟認定の段位に限る。）	全日本空手道連盟が認定した段位を証明する書類
スポーツ歴	全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）への選手としての出場経験 国民体育大会、全国高等学校総合体育大会等 「選手として」とは、選手登録されたことを要件とする（監督、コーチ、マネージャー等は除く。）。	全国大会参加証明書（様式第1号）
語学	英語 TOEIC Listening & Reading Test（公開テスト）：470点以上 TOEFL iBTテスト：48点以上 IELTS：4.5点以上 実用英語技能検定：2級以上	主催者が発行する合格証書、合格証明書、Official Score Report等の書類 氏名、資格・試験等の名称及び取得年月日が明記されたものであること。（取得年月日については語学のみ）
	中国語 中国語検定試験：3級以上 中国語コミュニケーション能力検定：400点以上 漢語水平考試（HSK）：筆記4級180点以上	
	韓国語 韓国語能力試験（TOPIK）：4級以上 ハングル能力検定試験：準2級以上	
	ベトナム語 実用ベトナム語技能検定試験：4級以上	
情報処理	基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士	
財務簿記	日商簿記検定試験：2級以上	

2 申請方法

受験申込時に特定資格等加点を申請する旨を入力した上で、受験申込完了後、システムのマイページに表示される「**特定資格等加点申請フォーム**」から、必要事項を入力し、証明書類の写し（コピー）の電子ファイルを受付期間内に登録してください。また、電子ファイルの形式はPDFのみとし、一旦登録された内容の変更や差し替えは、一切認めません。

なお、次のいずれかに該当する場合は、加点しません。

- 入力漏れや不備がある場合
- 加点基準を満たさない場合（基準を満たす事実が確認できない場合を含む。）
- 受験申込時に、特定資格等加点を申請する旨の入力がない場合（申込完了後の申込内容の変更はできませんので、注意してください。）
- 受付期間内に証明書類の写し（コピー）の登録がない場合
- 登録された電子ファイルが指定のファイル形式以外の場合（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）